

令和8年9月改訂版

中小企業の経営承継円滑化マニュアル

— 中小企業経営承継円滑化法『法人版事業承継税制』手引き —



非上場株式等の相続税・贈与税の納税負担をゼロにする

事業承継税制や金融支援のご案内

神奈川県

目 次

第1章 円滑な事業承継の推進について

1 事業承継の現状と早期着手の必要性	1
2 事業承継の準備から実行までの進め方	2
3 事業承継支援施策の活用について	3
事業承継支援施策の全体像	6

第2章 経営承継円滑化法に基づく事業承継税制（贈与税・相続税の納税猶予）

1 制度の概要	7
2 納税猶予の認定要件	11
3 納税猶予の適用を受けるための基本的手続きの流れ	16
4 納税猶予の事業継続要件	17
5 納税猶予された税額が免除される場合	17
6 贈与税猶予の免除及び相続税の納税猶予への切替手続きについて	18
7 年次報告・随時報告・臨時報告等	18
8 よくあるQ & A	20

第3章 事業承継に対する金融支援について

1 経営承継円滑化法に基づく金融支援について	23
2 神奈川県中小企業制度融資（事業承継関連融資）の利用について	24

お問合せ先一覧	25
---------	----

本マニュアルのご活用について

この「認定支援機関向け 中小企業の経営承継円滑化マニュアル」は、事業承継支援に取り組む経営革新等支援機関等が、業務を進める上で必要となる、基本的な知識を習得していただくための手引きとして作成しました。

認定支援機関の皆さまには、本マニュアルをお読みいただき、円滑な事業承継支援を行うための参考書としてご活用いただきますようお願いいたします。

第1章 円滑な事業承継の推進について

1 事業承継の現状と早期着手の必要性

(1) 神奈川県における事業承継の現状及び背景

ア 神奈川県の事業所数の減少と経営者の高齢化

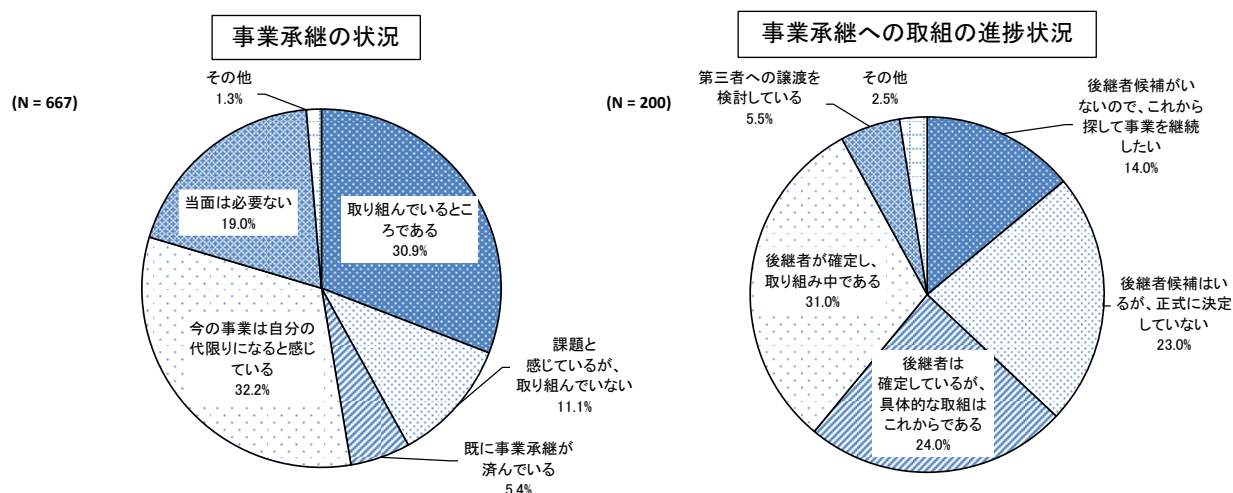
神奈川県内で事業活動を行う平成28年の法人・個人の事業所数（外国法人除く）は、19万9,894となっており、平成24年よりも1万1,631の減少（減少率5.5%）となっています（「平成24・28年経済センサス基礎調査」）。なお、2017年の県内企業の倒産件数は519件と前年より減少していますが、休廃業・解散件数が倒産件数の2.2倍の1,163件にのぼっています（帝国データバンク「神奈川県休廃業・解散動向調査（2017年）」）。

一方、県内経営者の平均年齢は、2018年1月末現在で60.3歳であり、全国平均59.5歳を上回っています。1990年時点の平均年齢（53.5歳）と比べると、+6.8歳となっており、全国平均の+5.5歳を上回る速度で高齢化が進んでおり、休廃業・解散の一因となっていることが伺えます（帝国データバンク「全国社長年齢分析（2018年）」）。

イ 県内企業の事業承継の取組状況

「平成29年度神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業」の調査結果によると、事業承継の状況（下図左）について、「今の事業は自分の代限りになると感じている」が32.2%で最も高く、次いで「取り組んでいるところである」30.9%となっています。

次に事業承継に「取り組んでいるところである」と回答した企業の取組の進捗状況（下図右）では、「後継者が確定し、取り組み中である」が31.0%で最も高いものの、「後継者は確定しているが、具体的な取組はこれからである」24.0%、「後継者候補はいないが、正式に決定していない」23.0%、「後継者候補はいないので、これから探して事業を継続したい」14.0%と続いており、必ずしも事業承継が円滑には進んではいけないことが伺えます。

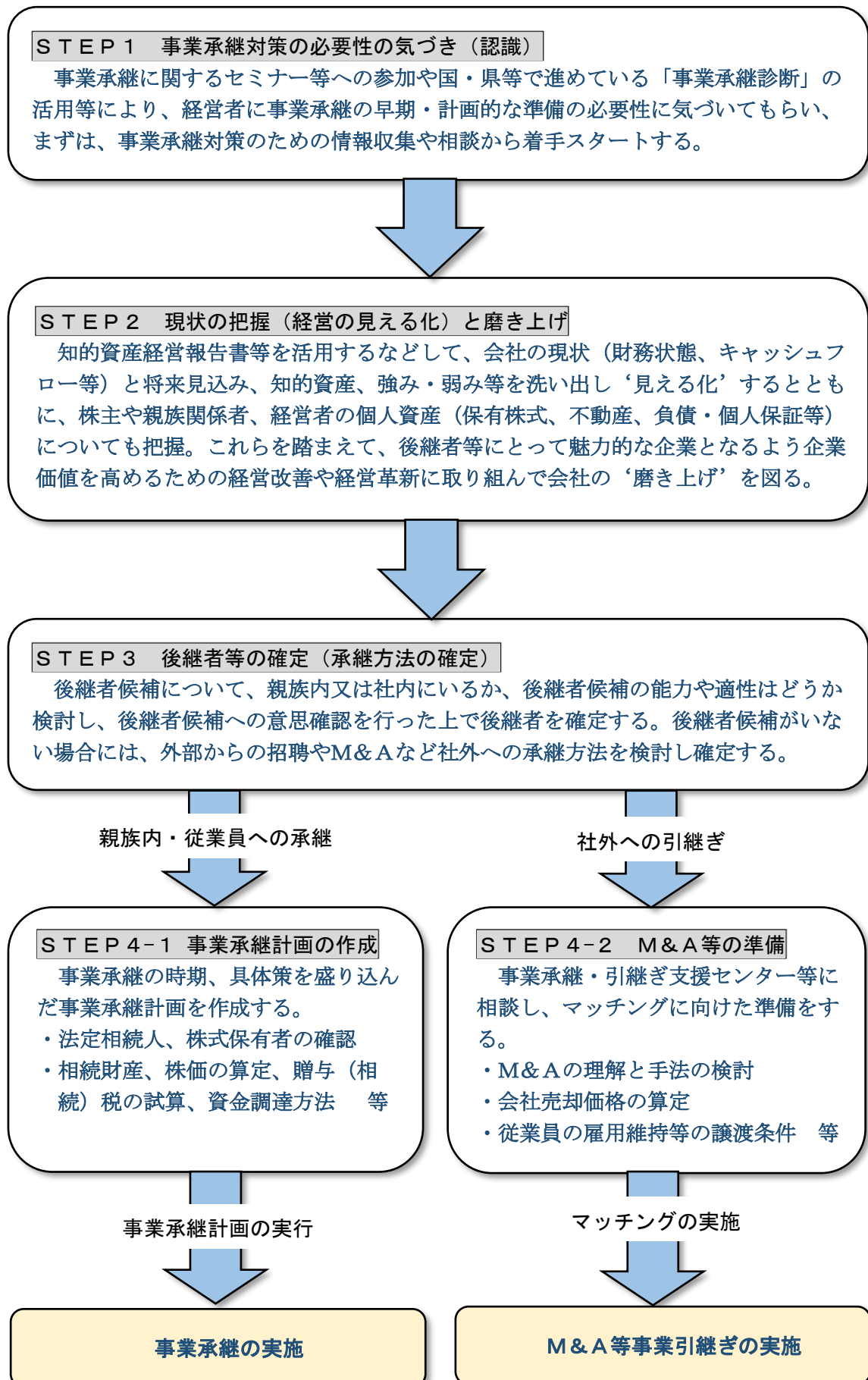


〔平成29年11月実施、県内中小企業・小規模企業2,600社を対象、回答631社（回答率24.3%）〕

(2) 事業承継対策の早期着手の必要性

後継者の見極めや育成も含め、事業承継には5年～10年をはかると言われています。経営者の平均引退年齢は70歳前後となっており、後継者の育成期間を踏まえると遅くとも60歳頃には事業承継の準備を開始する必要があります。まずは、事業承継に関するセミナー等への参加や公的支援機関や税理士等の専門機関への相談等を促進し、早めに事業承継に取り組んでいく必要性を経営者に気付いていただくことが重要です。

2 事業承継の準備から実行までの進め方



3 事業承継支援施策の活用について

(1) 神奈川県における事業承継の相談体制

ア 神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター

県内の事業承継の相談窓口には、『神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター』を筆頭に、身近な相談窓口である商工会・商工会議所や金融機関等の支援機関があります。『神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター』は、令和3年4月1日に神奈川県事業承継ネットワークと神奈川県事業引継ぎ支援センターが統合した機関で、事業承継全般に関する相談をワンストップで受け付けています。

● 親族内承継、役員・従業員承継、第三者承継支援

「後継者に事業をバトンタッチしたい」といった悩みやM&Aの相談に、専門家が公正中立な立場で、無料・秘密厳守で対応しています。

さらに、「自ら認めた人に事業を委ねたいが、適切な後継者が見つからない」といった悩みを持つ事業者と「新たに経営にチャレンジしたい」と希望する創業希望者とのマッチングを支援する登録制の仕組みとして、「神奈川県後継者バンク」を開設しています。

● 経営者保証解除支援

令和2年度から事業承継時の経営者保証解除を進めるため、経営者保証コーディネーターを新たに配置し、信用保証料率の軽減等の支援を行っています。

● 事業承継ネットワーク支援

同センター内に、県内の行政機関と中小企業支援機関が連携して支援する「神奈川県事業承継ネットワーク」が設置されています。同ネットワークでは、主に課題発見・対策シートによる事業承継診断と公認会計士や税理士などの専門家の無料派遣を行っています。

イ 身近な相談窓口・支援機関

地域の商工会・商工会議所や金融機関では、事業承継の相談をしたり、事業承継・引継ぎ支援センター等の専門機関の紹介を受けることができます。また、経営の‘見える化’、会社の‘磨き上げ’といった事業承継に向けた専門的な助言が受けられます。商工会・商工会議所の会員でない方も無料で相談することができます。

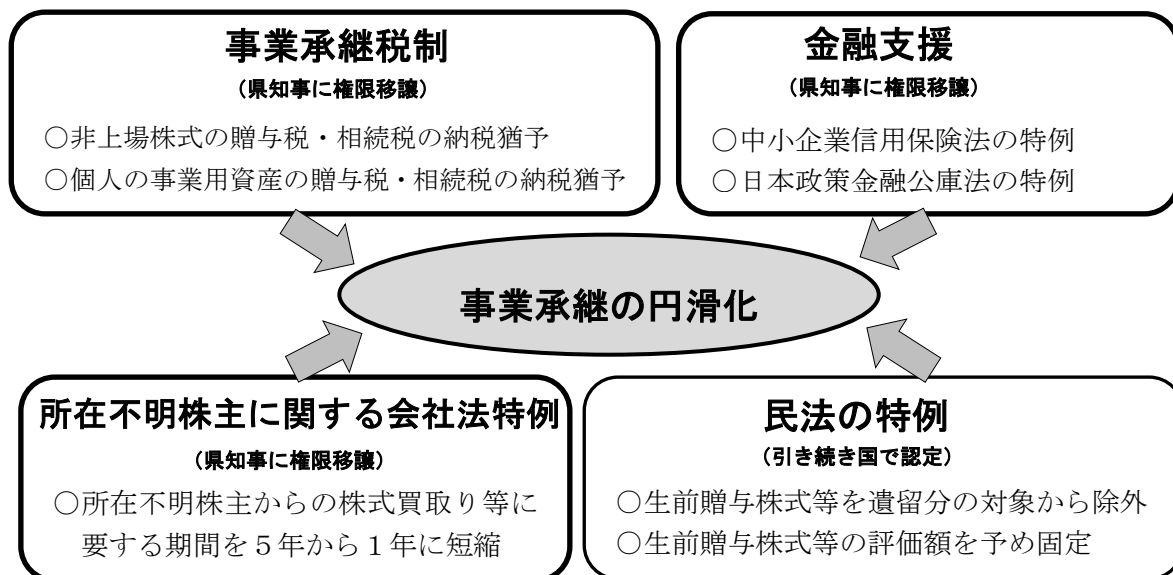
ウ 認定支援機関

認定支援機関は正式には「経営革新等支援機関」と言います。中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等ができるように、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者を、国が公的な支援機関として認定しています。具体的には、商工会や商工会議所のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が認定されています。

中小企業経営承継円滑化法に基づく事業承継税制（非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予）では、平成30年度の税制改正により設けられた特例制度の適用を受けるためには、納税猶予の認定申請以前に、申請企業が「特例承継計画」を作成して認定支援機関による所見等（指導・助言の内容）の記載を受けた上で、県へ提出し確認を受ける必要があります。詳しくは第2章で解説します。

（２）中小企業経営承継円滑化法等による支援策

中小企業経営承継円滑化法とは、円滑な事業承継の総合的支援策を講じることを目的として平成 20 年に施行された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の略称です。この法律に基づく認定を受けると、非上場株式の贈与税・相続税の納税猶予、金融支援などの支援措置が利用できます。平成 29 年 4 月 1 日に、認定等の事務・権限の一部（納税猶予・金融支援）が、都道府県知事に移譲されています。



ア 株式の贈与税、相続税の負担軽減＜事業承継税制＞

株式の贈与税、相続税の負担軽減については、中小企業経営承継円滑化法による「事業承継税制」の活用が考えられます。中小企業の後継者が先代経営者等からの贈与又は相続により取得した非上場株式又は持分に係る贈与税・相続税について、一定の要件を継続している場合に限り納税猶予する制度です。詳しくは第 2 章で解説します。

イ 株式や事業用資金の買い取り、相続（贈与）税等の資金調達＜金融支援＞

経営の交代に伴って発生する第三者保有の株式や事業用資産の買い取り、相続（贈与）税の納税資金などの資金調達については、中小企業経営承継円滑化法による「金融支援」が用意されています。中小企業信用保険法や日本政策金融公庫法の特例が受けられます。

また、神奈川県では独自の事業承継関連融資制度も設けています。詳しくは第 3 章で解説します。

ウ 所在不明株主からの株式の買い取り＜会社法特例＞

会社法上、株式会社は、株主名簿に記載はあるものの連絡が取れず所在が不明になっている株主（所在不明株主）に対して行う通知等が 5 年以上継続して到達せず、当該株主が継続して 5 年間剰余金の配当を受領しない場合、その保有株式の競売又は売却（自社による買取りを含む）の手続きが可能になっています。経営承継円滑化法の「会社法特例」の利用により、所在不明株主の株式の買取り等を行うまでに必要な期間を 5 年から 1 年に短縮することが可能です。なお、「会社法特例」を受けるには、県の認定が必要になります。詳しくは神奈川県ホームページ「所在不明株主に関する会社法特例について」をご覧ください。

エ 遺留分による株式の散逸の防止対策＜民法の特例＞

会社の経営権を安定させるためには、後継者に株式を集中的に承継することが望ましいですが、遺言書を残していても遺留分減殺請求リスクがあります。経営承継円滑化法の「民法の特例」の利用により、生前贈与株式を遺留分の対象から除外するとともに、評価額をあらかじめ固定することができます。なお、「民法の特例」を受けるには、国の認定が必要になります。詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

オ 後継者による経営革新や第二創業のための支援＜事業承継・引継ぎ補助金＞

国において、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助する「事業承継・引継ぎ補助金」が用意されています。詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

事業承継支援施策の全体像

<主な課題>

<施 策>

都道府県の認定

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

後継者はいますか？

はい

いいえ

何をどう進めたら良いか解らない

株式等の承継に伴う
相続税等の負担

分散した事業用資産の
集約、資産調達

所在不明株主の株式を
競売・売却するには、
5年以上の通知不到
達・配当不受領が必要

遺留分による株式の
散逸

後継者による新たな
取組のための支援

ア. 後継者候補はいるが
承継に向けた準備・育
成の仕方が解らない

イ. 事業承継に向け、後
継者を探しているが
見つからない

ウ. 先の見通しが全く立
っていない

<事業承継税制>【法人のみ】
非上場株式に係る相続税・
贈与税の納税猶予

<金融支援>
事業用資産の買取等に係る
低利融資や信用保証枠の拡大
【県独自】事業承継関連融資

<会社法の特例>
所在不明株主に関する会社法
の特例（5年を1年に短縮）

<遺留分に係る民法の特例>
【法人のみ】
後継者に贈与された株式等
を遺留分算定基礎財産から
除外（国の認定）

<事業承継・引継ぎ補助金>
事業承継を契機に経営革新や第二創業・事
業転換を行う事業者への経費補助

<事業承継・引継ぎ支援センター
ほか相談窓口>
ア. 後継者・承継方法の確定、事業承継計
画の作成の支援
イ. 後継者の発掘支援（後継者バンク）、
後継者不在等の問題を抱える中小企業の
事業引継ぎ（M&A）の支援
ウ. 現状把握、課題点の整理、後継者・承
継方法の確定、事業承継計画の作成の支
援

第2章 経営承継円滑化法に基づく事業承継税制（贈与税・相続税の納税猶予）

事業承継税制とは、中小企業の後継者が先代経営者等からの贈与又は相続により取得した非上場株式又は持分に係る贈与税・相続税について、一定の要件を継続している場合に限り納税猶予する制度です。この制度を選択する場合には、県知事の認定を受ける必要があります。

なお、認定を受けても税務署の判断で納税猶予されない場合がありますので、税務署にもご確認ください。

＜事業承継税制（非上場株式の贈与税・相続税の納税猶予）の活用例＞

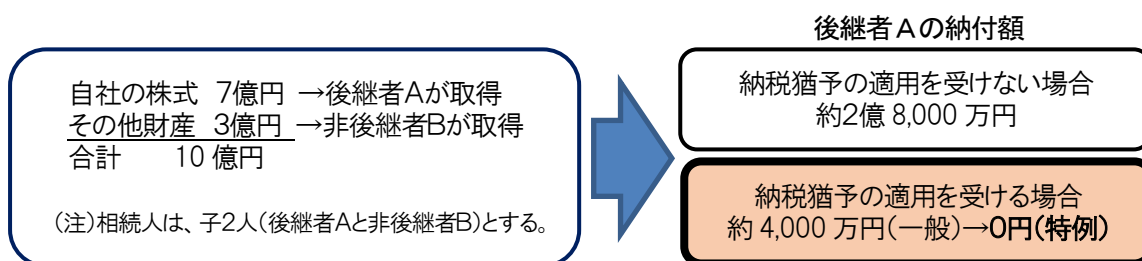


中小企業応援キャラクター
「すくすくん」

例えばこんな時、検討してみましょう！

- ・後継者として自社の株式を相続したいが、税負担によって十分な株式を相続できないかも？
- ・従業員を後継者に決めたが、自社の株式の取得にかかる贈与税の納税資金が準備できない。
- ・自社の株式の価値が上がり、納税額が高額になりそうだ。

■ 事業承継税制を活用した場合の税負担の軽減効果の例（相続税の場合）



☆まずは自社の株式の価格と税負担の額を把握するところからスタート！

1 制度の概要

(1) 一般措置（従来制度）について

贈与税の納税猶予制度	相続税の納税猶予制度
後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等 ^(注) に係る課税価額の 全額 に対応する額が納税猶予されます。	後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等 ^(注) に係る課税価額の 80% に対応する額が納税猶予されます。
(注) 贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、 発行済議決権株式総数の2/3 に達するまでの部分に限る。	(注) 相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、 発行済議決権株式総数の2/3 に達するまでの部分に限る。

ア 「先代経営者1人から後継者1人」への贈与又は相続認定

従来制度は、「先代経営者1人から後継者1人」への贈与又は相続についてのみが納税猶予の対象でした。なお、この形態の認定のことを「**第一種特別贈与認定**」又は「**第一種特別相続認定**」といいます。従来制度は、次項で説明する第二種の認定が新たに加わって一般措置としては継続しており、後述する特例措置の適用期間終了後には、一般措置のみの適用になります。

イ 「先代経営者以外の複数の株主から後継者1人」への贈与又は相続認定（新設）

平成30年度の税制改正により、上記の「先代経営者から後継者」への第一種特別贈与又は相続の納税猶予の適用を受けている後継者は、申告期限から5年目の報告基準日（認定の有効期間内）までに申告期限が到来する「先代経営者以外の株主」からの贈与又は相続についても、納税猶予の対象になります（「第二種特別贈与認定」又は「第二種特別相続認定」という）。

平成29年12月31日以前に適用された方も対象です。ただし、同一株主からは先代も含め1回限りです。また、第一種と合わせて発行済議決権株式総数の2/3までに限られます。

ウ 申告期限から5年間（認定有効期間）の一定要件の継続義務

贈与税・相続税の申告期限から5年間は、雇用の8割以上を5年間平均で維持、後継者が代表者を継続など一定の要件を満たして事業を継続することが必要です。（5年経過後も一部維持要件あり）

（2）特例措置（時限・上乗せ措置）について

平成30年度の税制改正により、10年間の時限措置（平成30（2018）年1月～令和9（2027）年12月まで）として、これまでの一般（特別）措置に上乗せする形で、事業承継税制の内容を拡充した「特例措置」が創設されました。特例措置による先代経営者から後継者への贈与又は相続認定は、「第一種特例贈与認定」又は「第一種特例相続認定」、先代経営者以外の株主からの贈与又は相続認定は「第二種特例贈与認定」又は「第二種特例相続認定」といいます。

・納税猶予の対象が100%へ拡大！

猶予対象株式の制限（発行済議決権株式総数の3分の2、相続税80%）が撤廃され100%納税猶予が適用される。

・雇用維持要件「5年間平均8割」を下回っても一定理由がある場合は納税猶予を継続！

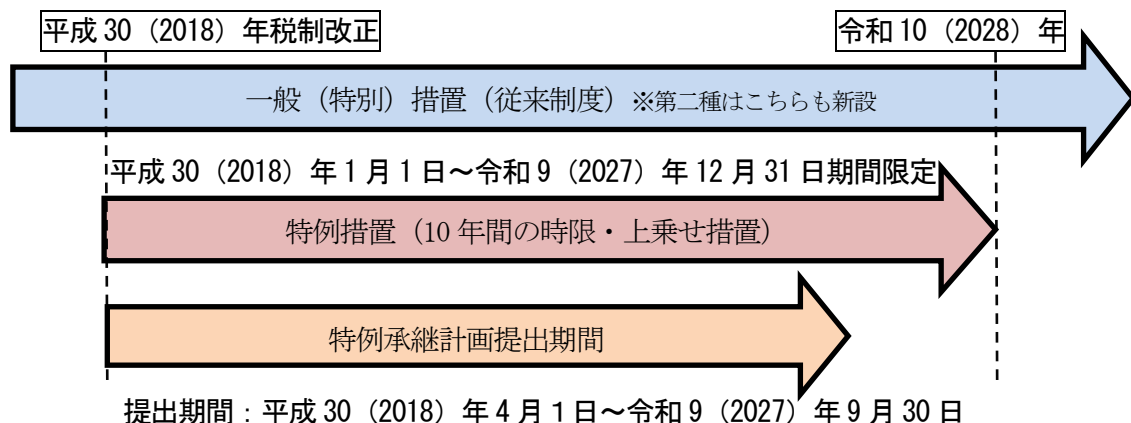
・先代経営者を筆頭に複数の株主から最大3名の後継者に対する贈与・相続も対象！

最大3名の後継者（いずれも代表者）は、贈与又は相続により各後継者が議決権割合10%以上の株式を保有するとともに、同族関係者と合わせて議決権のある株式の過半数を有し、その中で、上位3位（2名の場合は2位）以内となる同族関係者に限ります。

<特例措置の位置づけ>

【平成30年税制改正】

⇒ 「従来制度」に加え、「特例措置」（時限・上乗せ措置）が創設された！

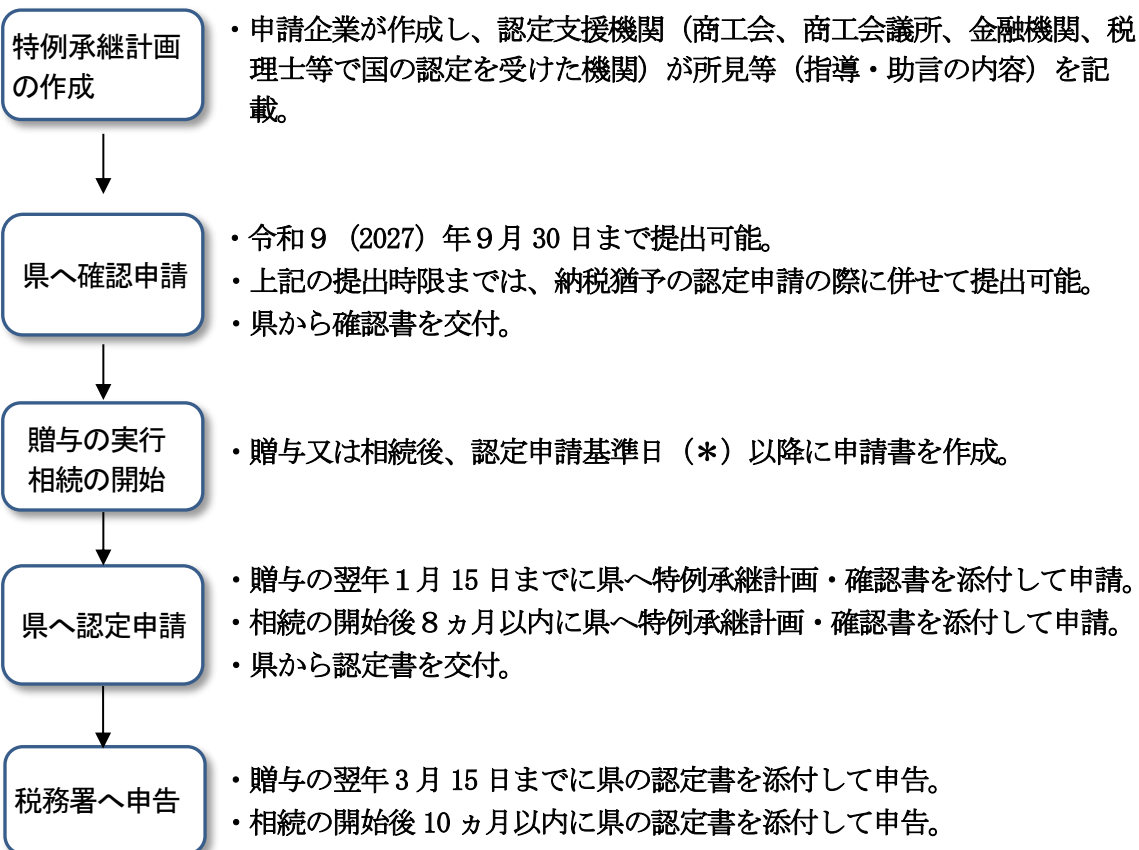


ア 特例承継計画の作成と確認

特例制度の適用を受けるためには、納税猶予の認定申請以前に、申請企業が「**特例承継計画**」（様式第 21）を作成して認定支援機関による所見等（指導・助言の内容）の記載を受けた上で、県へ提出し確認を受ける必要があります（県から確認書交付）。また、認定申請の際に計画内容に変更がある場合には「**変更申請書**」（様式第 24）を提出し確認を受ける必要があります。

なお、当該計画を提出することができる期間は、平成 30（2018）年 4 月～令和 9（2027）年 9 月までです。

<特例措置による認定申請手続きの流れ>



* 認定申請基準日については、「会社の要件」を参照してください。

【認定支援機関とは…】

認定支援機関は正式には「経営革新等支援機関」と言います。中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が認定されています。

詳しくは、**中小 支援機関** で検索。

（問合せ先：関東経済産業局 産業部 経営支援課 電話 048-600-0296）

＜特例の適用におけるルール＞

○ 【平成 30（2018）年 4 月 1 日～令和 9（2027）年 9 月 30 日】までの間に「特例承認計画」（様式第 21）を提出していること。

- ・ 後継者が複数の場合には特例承認計画に記載されている後継者（最大 3 名）のみが対象。
- ・ 計画の作成に当たっては認定支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等で国の認定を受けた機関）による所見等が必要。

○ 贈与又は相続が生じるまでの間に、計画の内容に大きな変更があった場合には、事業内容に関する「変更計画書」（様式第 24）を作成し県に提出すること。

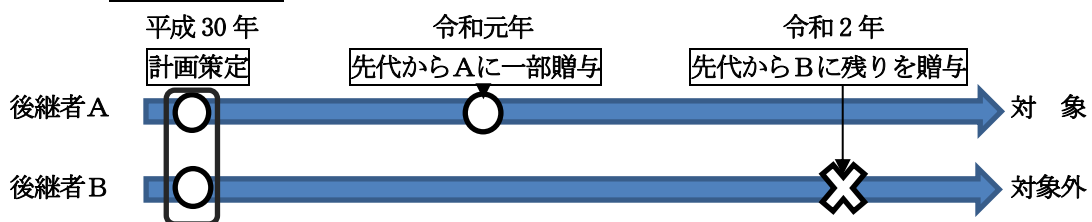
- ・ 大きな変更とは、後継者の変更、後継者の人数の変更、事業計画の大幅な変更等。
- ・ 提出にあたっては、認定支援機関のチェックを受けることが必要。
- ・ 変更計画書の提出は令和 9（2027）年 9 月 30 日の後でも提出可能（認定申請後は変更できない）。

○ 最初に、先代経営者からの第一種特例贈与又は相続の認定を受けること。

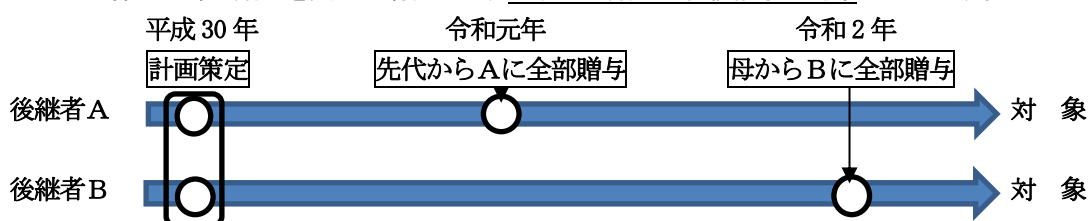
- ・ 先代経営者以外の株主からの贈与又は相続（第二種）の認定を受けるには、先代経営者からの贈与又は相続による第一種の納税猶予の適用を受けていることが必要。
- ・ 同年中に先代経営者以外の株主（第二種）からの贈与又は相続がある場合には、先代経営者（第一種）からの贈与又は相続日以降のものだけが対象。

○ 同じ贈与者又は被相続人（先代経営者及び先代経営者以外の株主）からの贈与又は相続は、後継者が異なる場合においても、納税猶予の対象となるのは原則 1 回限り。

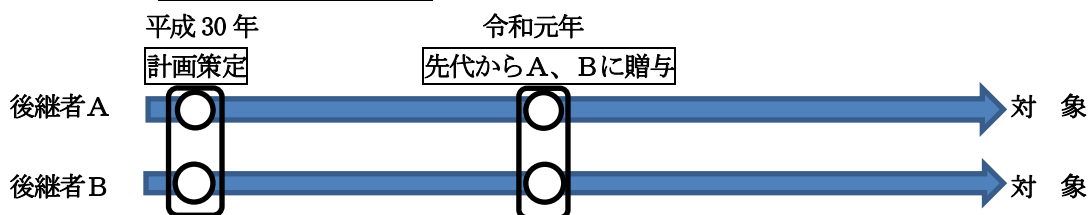
〔例 1〕 後継者が兄 A と弟 B の二人おり、先代経営者が最初に一人の後継者 A に株式の一部を贈与し、1 年後にもう一人の後継者 B に残りの株式を贈与した場合には、後継者 B の贈与は納税猶予の対象外です。



〔例 2〕 後継者が兄 A と弟 B の二人おり、先代経営者の父（第一種）が最初に一人の後継者 A に株式の全部を贈与し、その後、もう一人の後継者 B が、代表でない母（第二種）が保有する株式全部の贈与を受ける場合には、いずれの贈与も納税猶予の対象となります。



〔例 3〕 後継者が兄 A と弟 B の二人おり、先代経営者から二人とも同年中に贈与を受ける場合には、いずれも納税猶予の対象となります（別日でも可）。



(注) いずれの事例も他の認定要件を全て満たしていることを前提としています。

○ **第二種（先代経営者以外）の申請は、第一種（先代経営者）の認定の有効期間末日（申告期限から5年目の報告基準日）までに申告期限が到来するものが対象。**

○ **第一種認定が「贈与」の場合**

贈与の年次報告の報告基準日は全てが3月15日（贈与税の申告期限）になる。

- ・ 第二種の贈与：5年目の報告基準日の前年末日までの贈与。
- ・ 第二種の相続：5年目の前年の5月15日（報告基準日の10ヵ月前）までの相続。

○ **第一種認定が「相続」の場合**

相続の場合は、年次報告の報告基準日は相続開始日の10ヵ月後（相続税の申告期限）になる。

- ・ 第二種の贈与：5年目の報告基準日が3月15日以降の場合、前年の末日までの贈与。
〃 1月1日～3月14日の場合、前々年の末日までの贈与。
- ・ 第二種の相続：5年目の報告基準日の10ヵ月前までの相続。

イ 雇用減少（5年平均8割未満）の際の手続き

一般措置で認定を受けた場合には、5年間で平均8割の雇用を維持できなかった場合は認定取消になります。特例認定を受けた場合には、認定取消とはならない代わりに、その理由について、「特例承継計画に関する報告書」（様式第27）により、認定支援機関による所見等を記載の上、県に報告を行う必要があります。

ウ 認定支援機関による特例承継計画の指導・助言について

- ・ 特例承継計画について、認定支援機関の立場から、事業承継を行う時期や準備状況、事業承継時までの経営上の課題とその対処方針、事業承継後の事業計画の実現性など、円滑な事業承継を後押しするための指導及び助言を行い、その内容を記載します。
- ・ 「特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について」及び「特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画について」は「なぜその取組を行うのか」「その取組の結果、どのような効果が期待されるか」が記載されているかを確認します。
- ・ 「特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画」においては、すべての取組が必ずしも新しい取組である必要はありませんが、各年において取組が記載されている必要があります。記載例を参考に、可能な限り具体的な記載がなされているかを確認します。

（中小企業庁財務課「特例承継計画に関する指導及び助言を行う機関における事務について」抜粋）

（3）納税猶予の認定申請期限（一般・特例共通）

神奈川県知事の認定を受け、認定書を添付して税務署に贈与税・相続税の納税猶予の申告をすることが必要です。なお、受付は郵送のみ当日消印有効としていますが、期限厳守とされており1日でも遅れると受付できませんのでご注意ください（期限が土日祝日の場合は次の平日が期限になります）。

贈与税・・・贈与した日の翌年の**1月15日**までに県知事へ認定申請し、確定申告期限（通常3月15日）までに税務署に申告

相続税・・・相続開始日の翌日から**8ヶ月以内**に県知事へ認定申請し、その**2ヶ月後**（相続開始日の翌日から**10ヶ月以内**）までに税務署に申告

2 納税猶予の認定要件

認定要件は、会社の要件、先代経営者の要件、先代経営者以外の株主の要件、後継者の要件がそれぞれ定められており、次頁以降(1)～(4)の全ての要件を満たしている必要があります。



(1) 会社の要件

贈与税の納税猶予制度	相続税の納税猶予制度																
☐ 中小企業者であること（贈与・相続共通） *中小企業基本法上の中小企業者の定義よりも範囲を拡大 <table border="1" data-bbox="245 255 1353 613"> <thead> <tr> <th>業種目</th><th>資本金 又は 従業員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td><td>3億円以下 300人以下</td></tr> <tr> <td>製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）</td><td>3億円以下 900人以下</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>1億円以下 100人以下</td></tr> <tr> <td>小売業</td><td>5,000万円以下 50人以下</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>5,000万円以下 100人以下</td></tr> <tr> <td>サービス業のうちソフトウェア業又は情報サービス業</td><td>3億円以下 300人以下</td></tr> <tr> <td>サービス業のうち旅館業</td><td>5,000万円以下 200人以下</td></tr> </tbody> </table> ☐ 贈与日以降、上場会社等、風俗営業会社でないこと ☐ 贈与日から見て直前の事業年度の開始日以降、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと（注1） ☐ 贈与日から見て直前の事業年度以降、収入（営業外収益及び特別利益を除く）のある会社であること（＝売上があること） ☐ 正規従業員（注2）が1人以上（海外子会社がある場合は5人以上）いること ☐ 特定特別子会社（注3）がある場合には、その会社が贈与日以降、上場会社等、大会社、風俗営業会社に該当しないこと ☐ 黄金株（拒否権付株式）を発行している場合は、贈与日以降、受贈者（後継者）である代表者以外の者が所有していないこと ☐ 定められた基準日（認定申請基準日）で贈与日の正規従業員数の8割以上を維持していること（一般のみ） ＜認定申請基準日＞ ・ 贈与日が1/1～10/15の場合は10/15 ・ 贈与日が10/16～12/31の場合は贈与日		業種目	資本金 又は 従業員数	製造業その他	3億円以下 300人以下	製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下 900人以下	卸売業	1億円以下 100人以下	小売業	5,000万円以下 50人以下	サービス業	5,000万円以下 100人以下	サービス業のうちソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下 300人以下	サービス業のうち旅館業	5,000万円以下 200人以下
業種目	資本金 又は 従業員数																
製造業その他	3億円以下 300人以下																
製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下 900人以下																
卸売業	1億円以下 100人以下																
小売業	5,000万円以下 50人以下																
サービス業	5,000万円以下 100人以下																
サービス業のうちソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下 300人以下																
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下 200人以下																
	☐ 相続開始日以降、上場会社等、風俗営業会社でないこと ☐ 相続開始日から見て直前の事業年度の開始日以降、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと（注1） ☐ 相続開始日から見て直前の事業年度以降、収入（営業外収益及び特別利益を除く）のある会社であること（＝売上があること） ☐ 正規従業員（注2）が1人以上（海外子会社がある場合は5人以上）いること ☐ 特定特別子会社（注3）がある場合には、その会社が相続開始日以降、上場会社等、大会社、風俗営業会社に該当しないこと ☐ 黄金株（拒否権付株式）を発行している場合は、相続開始日以降、相続人（後継者）である代表者以外の者が所有していないこと ☐ 相続開始後5ヶ月の時点（認定申請基準日）で相続開始日の正規従業員数の8割以上を維持していること（一般のみ）																

（注1）B/Sの判定（特定資産割合70%以上）、P/Lの判定（特定資産運用割合75%以上）が該当。ただし、該当する場合においても事業実態要件（代表者と生計を一にする同族関係者以外の正規従業員5人以上、3年以上事業継続、事業所を所有又は賃借）を満たしていれば対象となる。

（注2）正規従業員とは役員（使用人兼役員を除く）を除く社会保険に加入している者（短時間労働者を除く）。また、75歳以上で社会保険の対象外である者の場合は、正規従業員と同等の雇用形態の者。

（注3）「特定特別子会社」とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたもの。「特別子会社」とは、会社とその代表者及び同族関係者が合わせて総株主等議決権数の過半数を持っている子会社。

(2) 先代経営者（第一種の贈与者又は被相続人）の要件

贈与税の納税猶予制度	相続税の納税猶予制度
☐ 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと（注4） ☐ 申請会社の代表者（注5）であったこと ☐ 贈与の直前に同族関係者と合わせて議決権の過半数を有し、その中で筆頭（受贈者である後継者を除く）であったこと ☐ 代表者であった期間内のいずれかの時に同族関係者と合わせて議決権の過半数を有し、その中で筆頭（受贈者である後継者を除く）であったこと ☐ 贈与日以降、申請会社の代表者を退任していること（有給役員としての残留は可） ☐ 一定数以上の株式等を贈与すること（一括贈与要件） 次頁（注6） <後継者1人の場合> ① 先代経営者＋後継者の保有議決権数が 2/3 以上である場合 ⇒贈与後の後継者の議決権数が 2/3 以上となるよう贈与 ② 先代経営者＋後継者の保有議決権数が 2/3 未満である場合 ⇒先代経営者が保有する議決権株式等の全てを贈与 <後継者2人又は3人の場合>（特例のみ） 贈与後に、それぞれの後継者の議決権数が 10%以上であり、かつ、先代経営者よりも多くの議決権数を有するように贈与（先代経営者と後継者の同率は不可） ☐ 特例承継計画に記載された先代経営者であること（特例のみ）	☐ 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと（注4） ☐ 申請会社の代表者（注5）であったこと ☐ 相続の直前に同族関係者と合わせて議決権の過半数を有し、その中で筆頭（相続人である後継者を除く）であったこと ☐ 代表者であった期間内のいずれかの時に同族関係者と合わせて議決権の過半数を有し、その中で筆頭（相続人である後継者を除く）であったこと ☐ 特例承継計画に記載された先代経営者であること（特例のみ）

（注4）納税猶予の対象となる贈与・相続は、1人の株主につき1回限り。複数後継者には同年中に贈与等する必要がある。なお、贈与税の納税猶予の適用を受けている時に、先代経営者が死亡した場合は、贈与税は免除され相続税が新たに発生するが、当該株式等の相続税の納税猶予への切替手続き（切替確認申請）により納税猶予を継続できる。ただし、一般から特例への移行はできない。

（注5）「代表者」とは、代表権に制限のない代表者（なお、贈与後に先代経営者が代表に留まることは、制限があっても不可。復帰した場合は納税猶予の取消となる）。

(3) 先代経営者以外の株主（第二種の贈与者又は被相続人）の要件

贈与税の納税猶予制度	相続税の納税猶予制度
☐ 先代経営者からの事業承継税制の適用に係る贈与又は相続以降に、贈与を行った者であること（先代経営者からの贈与又は相続に係る認定の有効期間内（注7）に、贈与税申告期限が到来する場合に限る） ☐ （贈与の日以降）申請会社の代表者でないこと ☐ 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと（注8） ☐ 一定数以上の株式等を贈与すること（一括贈与要件）（注6） ＜後継者1人の場合＞ ① 当該先代経営者以外の株主＋後継者の保有議決権数が2/3以上である場合 ⇒贈与後の後継者の議決権数が2/3以上となるよう贈与 ② 当該先代経営者以外の株主＋後継者の保有議決権数が2/3未満である場合 ⇒当該先代経営者以外の株主が保有する議決権株式等の全てを贈与 ＜後継者2人又は3人の場合＞（特例のみ） 贈与後に、それぞれの後継者の議決権数が10%以上であり、かつ、先代経営者以外の株主よりも多くの議決権数を有するように贈与（贈与者と後継者の同率は不可）。	☐ 先代経営者からの事業承継税制の適用に係る贈与又は相続以降に、相続が開始した者であること（先代経営者からの贈与又は相続に係る認定の有効期間内（注7）に、相続税申告期限が到来する場合に限る） ☐ 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと（注8）

（注6）後継者が「1人の場合」または「2人又は3人の場合」のいずれかに該当するかは、「同一年中に同一の贈与者（又は相続人）から同一の申請会社の株式等を事業承継税制（特例）の適用に係る贈与（又は相続）により取得した後継者の数」により判定を行う（租税特別措置法通達第70条の7の5関係5－3（注）2）。従って、同一会社の株式を（第一種）先代経営者甲⇒後継者Aのみ、（第二種）先代経営者以外の株主乙⇒後継者Bのみに贈与（又は相続）した場合には、それぞれ「後継者1人の場合」として判定する。

（注7）「有効期間」とは、贈与又は相続の認定日から5年目の継続報告（年次報告）の報告基準日までの期間をいう。第一種認定が「贈与」の場合は、第二種の贈与は、5年目の報告基準日の前年末日までの贈与。第二種の相続は、5年目の前年の5月15日（報告基準日の10カ月前）までの相続が対象。第一種認定が「相続」の場合は、第二種の贈与は、5年目の報告基準日が3月15日以降の場合、前年の末日までの贈与、1月1日～3月14日の場合、前々年の末日までの贈与が対象。第二種の相続は、5年目の報告基準日の10カ月前までの相続が対象になる。

（注8）納税猶予の対象となる贈与・相続は、1人の株主につき1回限り。複数後継者には同年中に贈与等する必要がある。

(4) 後継者（受贈者又は相続人）の主な要件

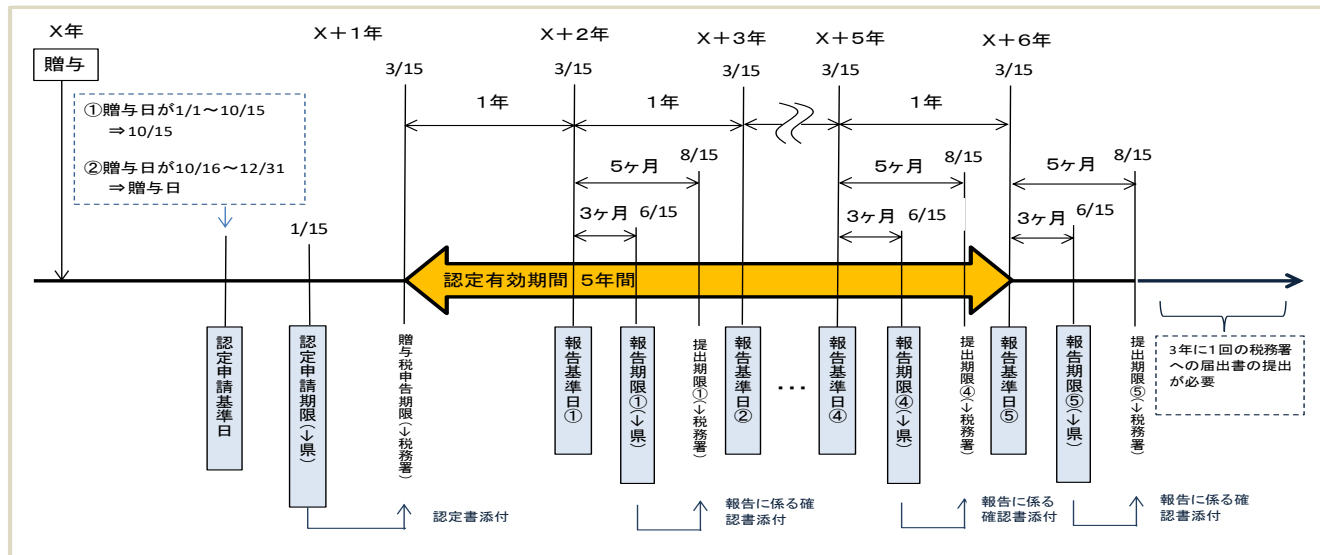
贈与税の納税猶予制度	相続税の納税猶予制度
☐ 贈与日以降、代表者（注8）であること（贈与日までには代表者に就任していることが必要） ☐ 受贈株式に係る贈与税の納付をする必要があること（贈与税が0円でないこと） ☐ 贈与日以降、後継者と後継者の同族関係者と合わせて議決権の過半数を保有していること ☐ （後継者1人の場合）贈与日以降、同族関係者の中で筆頭株主であること ☐ （後継者複数の場合）贈与日以降、各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ後継者2人の場合は同族関係者上位2位以内、後継者3人の場合は、3位以内であること（特例のみ） ☐ 贈与日の時点で18歳以上であること ☐ 贈与の直前において役員に就いていたこと ☐ 納税猶予対象株式を継続して保有していること（譲渡していないこと） ☐ 当該会社の株式等について、特例措置による申請の場合は一般措置の適用を受けていないこと（一般措置の場合は特例措置の適用を受けていないこと） ☐ 特例承継計画に記載された後継者であること（特例のみ）	☐ 相続開始後5ヶ月目の日以降、代表者（注8）であること（相続開始後5ヶ月目の日までには代表者に就任していることが必要） ☐ 株式の相続によって相続税を納付する必要があること（相続税が0円でないこと）（認定申請時点で遺産分割協議が済んでいることが必要） ☐ 相続開始日以降、後継者と後継者の同族関係者と合わせて議決権の過半数を保有していること ☐ （後継者1人の場合）相続開始日以降、同族関係者の中で筆頭株主であること ☐ （後継者複数の場合）相続開始日以降、各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ後継者2人の場合は同族関係者上位2位以内、後継者3人の場合は3位以内であること（特例のみ） ☐ 相続の直前に役員であったこと（先代経営者（被相続人）が70歳未満で死亡した場合又は相続発生前に確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている場合を除く） ☐ 納税猶予対象株式を継続して保有していること（譲渡していないこと） ☐ 当該会社の株式等について、特例措置による申請の場合は一般措置の適用を受けていないこと（一般措置の場合は特例措置の適用を受けていないこと） ☐ 特例承継計画に記載された後継者であること（特例のみ）

（注8）「代表者」とは、代表権に制限のない代表者をいう。

3 納税猶予の適用を受けるための基本的手続きの流れ（特例承継計画の手続きは省略）

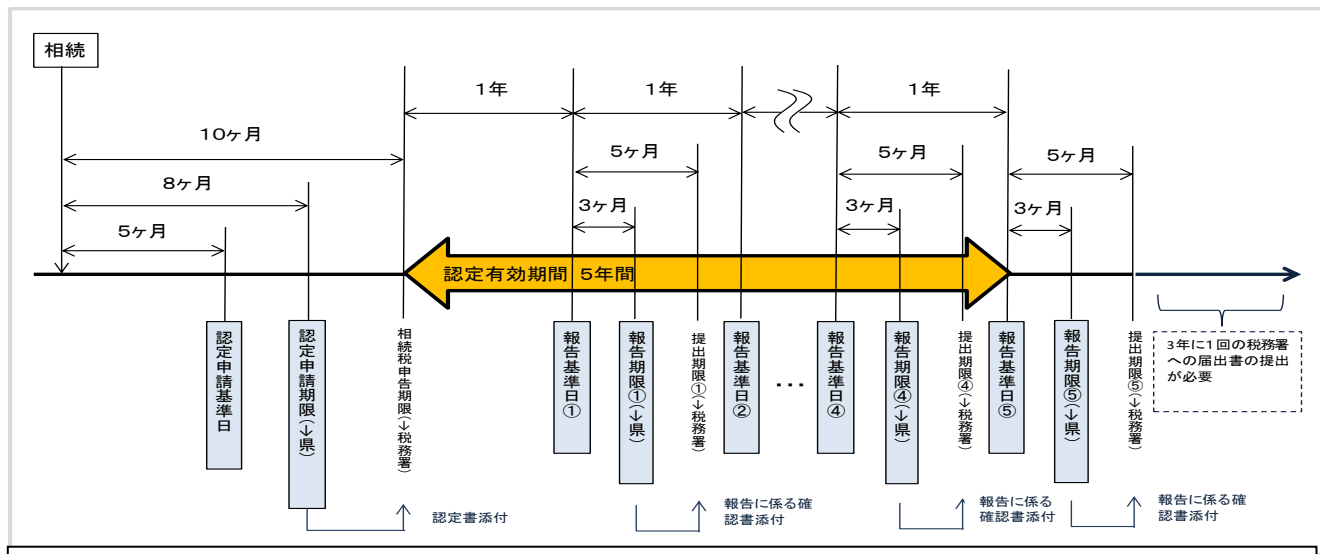
（１）贈与税

- 認定申請期限**（贈与の日の年の翌年の1月15日※）迄に県へ認定申請。ただし、**認定申請基準日**（贈与日が1月1日～10月15日の場合は10月15日、10月16日～12月31日の場合は贈与日）以降でないと申請できない。
- 贈与税申告期限**（贈与の日の年の翌年の3月15日※）までに認定書等を添付し税務署へ贈与税を申告。
- 事業継続期間**（贈与税申告期限＝3月15日※から5年間）は、**毎年3月15日（報告基準日）**を起点とした事業継続状況等の報告書を、報告基準日の翌日から3ヶ月以内の**報告期限（毎年6月15日※）**迄に県へ提出。
- 報告確認後に県から交付される「要件に該当する旨」の確認書及び必要書類を添付して、報告基準日から5ヶ月以内の**届出期限（毎年8月15日※）**迄に税務署へ継続届出書を提出。
- 事業継続期間の5年間経過後**は、3年に1回、税務署への届出が必要（県への報告は必要なし）。



（２）相続税

- 認定申請期限**（相続開始日の翌日から8ヶ月を経過する日※）迄に県へ認定申請。ただし、**認定申請基準日**（相続開始日の翌日から5ヶ月を経過する日）以降でないと申請できない。
- 相続税申告期限**（相続開始日の翌日から10ヶ月を経過する日※）迄に認定書等を添付し税務署へ相続税を申告。
- 事業継続期間**（相続税申告期限の翌日から5年間）は、**報告基準日**（相続税申告期限の翌日から1年を経過する日）を起点とした事業継続状況等の報告書を**報告期限**（報告基準日の翌日から3ヶ月※）迄に県へ提出。
- 報告確認後に県から交付される「要件に該当する旨」の確認書及び必要書類を添付して、**届出期限**（報告基準日から5ヶ月以内※）迄に税務署へ継続届出書を提出。
- 事業継続期間の5年間経過後**は、3年に1回、税務署への届出が必要（県への報告は必要なし）。



※申請又は報告期限が土日祝日の場合は、これらの日の翌日（平日）が期限（認定申請・報告基準日を除く）。

4 納税猶予の事業継続要件（贈与又は相続税申告期限から5年間）【一部は5年経過後も維持】

- ☐ 後継者（受贈者又は相続人）が代表権の制限のない代表者を退任しないこと（精神・身体に障害が生じたなど一定の場合を除く）
- ☐ 年次報告基準日における正規従業員数の平均値が、贈与日又は相続開始日時点の8割を上回ること（最終報告時に判定。平均値の端数切捨。特例措置による税制適用・災害発生時等の緩和措置あり）
- ☐ 後継者（受贈者又は相続人）が常に、その同族関係者と合わせて議決権の過半数を維持し、その中で後継者1人の場合は筆頭株主、後継者複数の場合で2人の場合は上位2位、3人の場合は3位以内であること
- ☐ 納税猶予対象株式を譲渡したり、議決権に制限のある株式に変更したりしないこと
- ☐ 黄金株（拒否権付株式）を発行している場合は、代表者（受贈者又は相続人である後継者）以外の者が保有しないこと
- ☐ 会社を解散しないこと
- ☐ 上場会社等、風俗営業会社にならないこと
- ☐ 常に資産保有会社、資産運用会社に該当しないこと
- ☐ 会社の事業年度毎に総収入（営業外収益及び特別利益を除く）が0でないこと
- ☐ 特定特別子会社がある場合には、それが風俗営業会社に該当しないこと
- ☐ 事業継続期間中に必要な報告を怠らないこと
- ☐ 会社の資本金、準備金を減少させないこと（欠損補填目的の場合を除く）
- ☐ 会社を組織変更した場合は、株式以外の財産を交付しないこと
- ☐ 贈与者である先代経営者が代表者（代表権を制限されている代表者を含む）に復帰しないこと（贈与税のみ）

上記を満たさなかった場合、認定が取り消され猶予税額（利子税含む）の全額納付。

5 納税猶予された税額が免除される場合

（1）会社が破産又は特別清算した場合（法的清算）【5年経過後のみ】

会社が、債務超過に陥り破産又は特別清算した場合には、株主たる後継者（猶予対象者）に分配される会社財産はなく、納税の困難性にかんがみ猶予税額が免除されます。

＊ ただし、直前の5事業年度において「後継者（猶予対象）及び当該者と生計を一にしている者」が受け取った配当及び過大役員報酬等（法人税法第34及び36条により損金算入されない報酬）は納税対象。

（2）納税猶予対象株式の時価が猶予税額を下回る中、事業を継続するため当該株式を譲渡した場合（事業再生のための任意譲渡）【5年経過後のみ】

納税猶予対象株式の時価が猶予税額を下回るほど下落した場合に、猶予税額の全額を求めると、事実上事業継続のための株式譲渡が困難になります。このため、同族関係者以外の者に対して、保有株式の全部を譲渡した場合には、時価を超える猶予税額が免除されます（時価又は譲渡価額のいずれか高い方を上限として納税）。

＊ ただし、直前の5事業年度において「後継者（猶予対象）及び当該者と生計を一にしている者」が受け取った配当及び過大役員報酬等（法人税法第34及び36条により損金算入されない報酬）は納税対象。

（3）次の後継者に猶予対象株式を生前贈与して事業の継続を図る場合【5年経過後のみ】

後継者（猶予対象者）が次の後継者へ対象株式を納税猶予の認定を受ける贈与をした場合には、猶予税額が免除されます。

（4）後継者（受贈者又は相続人）が死亡した場合（事業承継の完結）

後継者（猶予対象者）が死亡した場合には、猶予税額が免除されます。

（5）贈与者が死亡した場合（相続への切替え）【贈与税のみ】

納税猶予適用期間に贈与者が死亡した場合には、猶予税額が免除されます。ただし、贈与の時価で相続があったとみなし、相続税の課税対象となります。

6 贈与税猶予の免除及び相続税の納税猶予への切替手続きについて

前項（５）のとおり、後継者が贈与税の納税猶予を受けている期間に贈与者が死亡した場合は、その納税猶予は免除されますが、贈与対象株式が贈与時の時価で相続があったとみなし、相続税の課税対象になります。この場合、相続税についても要件を満たしていれば、引き続き納税猶予を受けることができます。いずれも年次報告とは別に報告や確認等の手続きが必要です。なお、贈与者ごとに手続きが必要になります。

<贈与税免除及び相続税の納税猶予への切替手続き>

- ① （事業継続期間中）県へ贈与者死亡の「臨時報告」（様式第 15）：死亡から 8 ヶ月以内
※納税猶予を継続するために②の「切替確認申請」をする場合には、臨時報告は不要。
- ② （相続税の納税猶予へ切替える場合）県へ「切替確認申請」（様式第 17）：同上 8 ヶ月以内
- ③ ①②の報告・申請に基づき県から発行された確認書を添付して、税務署へ納税免除申請及び相続税納税申告・猶予申告：同上 10 ヶ月以内（詳細は税務署にご確認ください）

7 年次報告・随時報告・臨時報告等

事業承継税制の認定の事業継続期間（認定の有効期間 5 年間）は、贈与税又は相続税の税務署への申告期限の翌日から 5 年間となっており、この間は、毎年及び報告事由が発生した際に報告を行う必要があります。なお、5 年経過後は、免除されない限り 3 年に 1 回税務署へ届け出が必要です（詳細は税務署にご確認ください）。

（１） 年次報告（様式第 11）

ア 基本事項（第一種・第二種共通）

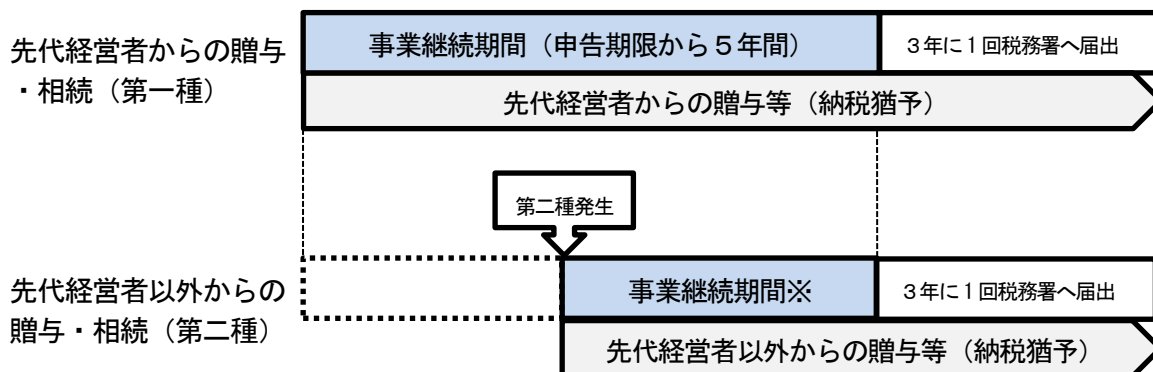
- 認定の取消事由に該当しないことを報告するものです（5 年間毎年報告）。
- 納税猶予の税務署への申告期限の翌日から 1 年を経過するごとの日を「報告基準日」として「年次報告書」を作成し、この報告基準日の翌日から 3 ヶ月を経過する日まで（報告期限）に県へ年次報告（事業継続報告）をすることが必要です。
- 当該報告により、認定取消事由に該当しないことを確認後、県から確認書を交付します。
 - * 税務署には、報告基準日の翌日から 5 ヶ月を経過する日（県への報告期限の翌日から 2 ヶ月を経過する日）までに、当該確認書を添付した「継続届出書」を提出。
- 案件ごと（後継者別等）に年次報告書を作成する必要があります。

イ 第二種がある場合

- 第二種（先代経営者以外の株主から）の贈与又は相続があった場合の報告は以下のとおりです。

<後継者が一人の場合（一般（特別）・特例共通）>

第二種の年次報告は、第一種の納税猶予に係る報告基準日にまとめて提出する（報告書は案件ごと）。なお、報告期間は、第一種の事業継続期間の終了時まででよい。



* 贈与等の申告期限以降、第一種の 5 年後までの期間確認

- * 後継者が複数の場合（特例のみ）でも、先代経営者から全員同時に贈与・相続による第一種認定による納税猶予を受けた場合も、同様の取り扱いとなります。

＊ 【認定の有効期間・報告期間等に係る取扱い】（令和4（2022）年9月1日改正）

同一の後継者が複数の者より株式の承継を受ける一定の場合において

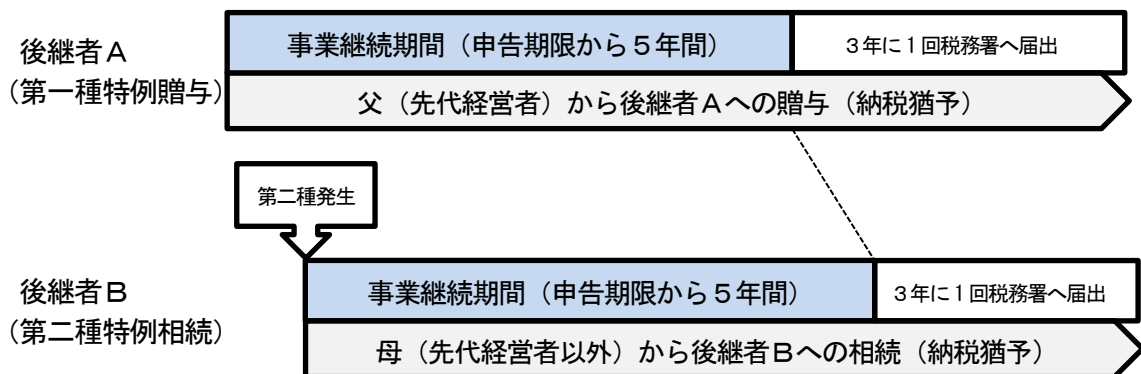
改正前の認定：最初に円滑化法の認定を受けた贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日とする。

改正後の認定：最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日とする。

＜後継者が複数の場合（特例）＞

複数の後継者のうち一人が先代経営者からの贈与又は相続により第一種特例の納税猶予を受け、他のものが先代経営者以外の株主から贈与又は相続を第二種特例の納税猶予を受けた場合は、第一種の年次報告期間と異なります（同時になる場合もある）。

〔例〕後継者Aが先代経営者の父から株式全部の贈与を受け第一種特例贈与認定による納税猶予を受け、数年後に後継者Bが株式を有していた母（代表でない）の株式全部を相続し第二種特例相続認定による納税猶予の適用を受けた場合。



（2）随時報告（様式第12）

○随時報告とは、①認定取消事由に該当したこと、又は②納税猶予の適用を受けている後継者（受贈者又は相続人）が死亡したことによる納税猶予額の免除を受けるにあたり、一定の事由（施行規則第9条第2項、第3項に規定する取消事由）に該当しないことを報告するものです。

○該当した日の翌日から1ヶ月（後継者死亡の場合は4ヶ月）を経過する日までに、その旨を報告する必要があります。

（3）臨時報告（様式第15）

○贈与税の納税猶予の適用を受けている後継者（受贈者）が、贈与者の死亡による納税猶予額の免除を受けるにあたり、一定の事由に該当しないことを報告するもの。

○事業継続期間中（認定の有効期間5年間）に贈与者の相続が発生した場合に、相続開始の日の翌日から8ヶ月以内（平成25年度税制改正前の認定適用者は4ヶ月以内）に、年次報告とは別に臨時報告を行う必要があります（相続税の納税猶予への切替手続き参照）。

（4）合併報告（様式第13）

○合併により贈与又は相続認定中小企業者が消滅した場合には、その認定は、原則として、当然にその効力を失います。

○ただし、合併後の会社が一定の要件に該当することについて、県に報告し確認を受けた時は、認定の地位を承継したものとみなされる場合があります。

（5）株式交換報告（様式第14）

○株式交換又は株式移転により、贈与又は相続認定中小企業者が他社の完全子会社になった場合には、原則として認定取消となります。

○ただし、親会社等が一定の要件に該当することについて、県に報告し確認を受けた時は、認定の地位を承継したものとみなされる場合があります。

8 よくあるQ & A

(Q 1) 一般措置から特例措置への切替について

第一種特別贈与認定中小企業者の先代が死亡した際に、贈与税が免除されて相続税が課税される。この際に、特例承継計画を提出して、第一種特例相続認定中小企業者として、全株式について 100%の納税猶予を受けることはできるか？

(回答) 一般の認定から特例認定に切り替えることはできません。認定を受けている贈与者が死亡した場合は、通常の 80%贈与で切替となります。贈与から相続の切替ではなく、新たに特例承継計画を出して第一種特例相続の認定を受けることにつきましても、既に後継者が一般措置の適用を受けていますので、新たに特例措置の適用を受けることは出来ません。

(Q 2) 特例承継計画について

現在 2 代目（代表者）が特別贈与認定を受けている事業者が、今回、2 代目を特例代表者欄に記載して 3 代目への贈与を見込んだ特例承継計画を提出し、3 代目への特例贈与をすることは可能か？

(回答) 一般措置で認定を受けている場合でも、さらに次の代に承継する場合は特例の利用が可能です。（例）父→子は一般措置認定した場合、ここで特例に移行することはできません。子→孫で認定を受ける場合、特例措置で認定を受けることは可能です。もちろんこの場合も、父→子に係る認定の有効期限の末日（当該贈与に係る贈与税の申告期限の翌日から 5 年を経過する日）後に贈与しないと原則取消となります。

(Q 3) 特例承継計画について

特例承継計画について、祖父→息子、息子→孫への三代にわたる贈与を今後 10 年以内に予定しており、計画をまとめて提出することは可能か？

現在、祖父は元代表、息子が現代表、孫が役員です。「計画申請時点で贈与者が代表者もしくは過去に代表であった者」の要件は、どちらも満たしていることになります。

(回答) 特例承継計画を一度にまとめて提出することは可能です。その際は、祖父→息子、息子→孫の 2 通の特例承継計画書を期間内（令和 9（2027）年 9 月 30 日まで）に提出してください。なお、令和 9（2027）年 12 月 31 日までに 2 代目から 3 代目への株式の贈与又は相続を完了しておく必要がありますが、この場合も（Q 2）と同様に、祖父→息子に係る認定の有効期限の末日（当該贈与に係る贈与税の申告期限の翌日から 5 年を経過する日）後に贈与しないと原則取消となります。

(Q 4) **特例承継計画について**

今回の第一種特例贈与／相続（上限撤廃・雇用維持要件実質撤廃等）の認定を受けた後継者が、2代目、3代目と承継する場合も、所定の手続きを踏めば、当該拡充策は未来永劫続くのですか？（第一種特例認定を受けた後継者から2代目、2代目から3代目に贈与／相続する場合でも、上限撤廃や雇用要件維持の特例はずっと使えるのか？）

(回答) 特例は10年限定の措置になります。そのため、後継者から2代目、又は2代目から3代目に贈与／相続するのが、令和9(2027)年12月31日までであれば特例措置が使えます。この場合には、後継者から2代目、2代目から3代目の特例承継計画を期間内に提出しておく必要があります。一方で後継者から2代目、又は2代目から3代目への贈与／相続が令和10(2028)年以降となるのであれば、特例措置を使うことは出来ませんのでご注意ください。

(Q 5) **認定支援機関について**

特例承継計画申請時に認定支援機関が所見等を記載することについて、顧問税理士が認定支援機関でない場合は、別の認定支援機関（税理士）へ依頼することになるのか？ それとも、顧問税理士が認定支援機関になったうえで所見等を記載しなければならないのか？

(回答) 顧問税理士が認定支援機関でない場合は、別の認定支援機関である税理士へ依頼することも可能です。また、商工団体や金融機関等の税理士以外の認定支援機関へ依頼することも可能です。もちろん、顧問税理士が認定支援機関になって特例承継計画に所見等を記載することもできます。

(Q 6) **事業実態要件について**

年次報告について、認定時には「特定資産等に係る明細表」を記載したが、もともと事業実態要件を満たしていたため、年次報告の時点で「特定資産等に係る明細表」の記載を省略し、事業実態要件を満たす旨が分かる書類の提出に変えたいが、大丈夫か？

(回答) 可能です。事業実態要件を満たしているのであれば、過去の記載の有無に関わらず、事業実態を表す書類を添付することで、特定資産等に係る明細表の欄は省略可能です。

(Q 7) **雇用維持について**

平成30年度税制改正により「5年平均で8割以上の雇用維持」について、5年間の雇用平均が8割未満の場合でも施行規則第20条による様式第27号の「特例承継計画に関する報告」を行えば、猶予維持可能となっていますが、申請時点についても、救済策があるでしょうか？

例えば、贈与時25人のとき8割基準は20人となりますが、申請時点で20人未満でもよいでしょうか？

(回答) 特例措置においては、「認定申請基準日において、事業承継時（贈与時／相続時）の従業員数の8割以上を維持していること」という要件はありません。（一般措置のみの要件です。）

従って、先の例ですと、贈与時25人のとき、8割基準は20人となりますが、申請時点で20人未満でも構いません。

(Q 8) **一般措置における新たな制度について**

一般措置における新たな制度「平成 29 年 12 月 31 日以前の贈与・相続による移転を受けた者も、先代経営者以外の複数株主からの移転が可能」について、この措置の適用に係る期限はあるのか？

(回答) この措置における第二種認定は期間限定ではなく、恒久措置となります。

ただし、この第二種の適用対象になるものは、「認定の有効期限までに当該贈与税の申告期限又は当該相続税の申告期限が到来するもの」です。

(Q 9) **1 代目→2 代目→3 代目への特例措置の継続について**

特例認定を受けた 2 代目から 3 代目への贈与・相続について 1 代目から 2 代目の贈与において、特例措置による認定を受けている企業です。この企業が 2 代目から 3 代目へ贈与・相続する時に特例措置による認定を受けようとする場合、これは特例措置による認定の対象となるか。

(回答) 非上場株式の贈与にあたり 1 代目から 2 代目の贈与時に特例措置の認定を受けた場合、2 代目が受けた特例措置の認定の有効期限後であれば 2 代目から 3 代目の株式贈与についても特例措置を受けることができます（3 代目は特例措置の適用を受けていないため）。

ただし、特例承継計画を期間内（令和 9（2027）年 9 月 30 日まで）に提出し、株式の贈与を令和 9（2027）年 12 月 31 日までに 2 代目から 3 代目への贈与を完了しておく必要があります。

(Q 10) **承継の様々なパターンについて**

次のような事例（前提条件）のもと、各質問にお答えください。

A（先代経営者）、B（A の弟）、C（A、B のおい）、D（A、B のおい）

※C,D は A,B の兄弟の子供

総株数 1 6 0 株

保有株数 A 1 0 0 株

B 6 0 株

C なし

D なし

Q 1 : A の株を C、D に 5 0 ずつ贈与したときに認定を受けられますか？

Q 2 : A の株 1 0 0 を C に贈与（第一種特例）、B の株 6 0 を D に贈与（第二種特例）の場合はそれぞれ認定を受けられますか？

Q 3 : C、D は贈与時にそれぞれ代表取締役でなければならないですか？

Q 4 : Q 2 の場合、第一種、第二種の贈与を同日に実行して、同時に申請することはできますか？

(回答) A 1 : B が同族内筆頭株主になるため不可となります。

A 2 : 可能です。

A 3 : それぞれの贈与日までに、代表取締役である必要があります。

A 4 : 可能です。

第3章 事業承継に対する金融支援について

1 経営承継円滑化法に基づく金融支援について

金融支援の概要	
先代経営者の死亡又は退任により事業承継する際には、多額の資金ニーズが発生する場合があります。そこで、経営承継円滑化法では、中小企業信用保険法の特例や日本政策金融公庫法の特例などの金融支援措置を講じています。<u>ただし、都道府県知事の認定を受けた後、金融機関において申請手続きと審査が必要です（認定取得が、融資や保証を担保するものではない）。</u> ＜支援内容＞ ○代表者個人（後継者）、事業を営んでいない個人に対する日本政策金融公庫の融資（特別利率） ○会社である中小企業者、会社である中小企業者の代表者個人、個人である中小企業者及び事業を営んでいない個人に対する信用保証の拡大（通常の保証枠と同額を別枠化） ○融資時において経営者保証の提供を不要とする措置 ○経営者保証が不要な融資への借換えを信用保証協会が債務保証（経営承継借換関連保証）	
制度の要件	
対象者と資金ニーズ（右記①～⑨）	資金ニーズ
☐ 後継者が既に代表者に就任している ・会社である中小企業者：①②④⑤⑥⑨ ・会社である中小企業者の代表者個人：①②③⑦⑧⑨ ・個人である中小企業者：②③④⑤⑥⑦⑧⑨ ☐ これから他の中小企業者の経営を承継しようとする ・会社である中小企業者：①② ・個人である中小企業者：①② ・事業を営んでいない個人：①② ☐ 経営承継借換関連保証の利用 今後3年以内に経営承継を予定している ・会社である中小企業者	①会社及び現代表者以外の方が有する株式等を取得すること。 ②会社及び現代表者以外の方が有する事業用資産等を取得すること。 ③株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付すること。 ④経営交代後3ヶ月間の売上高等が減少することが見込まれること。 ⑤仕入先からの仕入れに係る取引条件に不利益な変更が行われたこと。 ⑥取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。 ⑦事業用資産等をもってする分割に代えて共同相続人に債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。 ⑧遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。 ⑨その他諸費用が生じたこと。

＜制度利用の流れ＞

「制度の利用について、金融機関へ事前相談を行う。」⇒「認定申請手続きについて、県へ事前相談を行う。」⇒「制度の要件等に合致することについて、県知事あて認定の申請をする。（認定審査には1～2ヶ月程度を要します。）」⇒「認定取得後、日本政策金融公庫や金融機関へ申し込みをする。」

2 神奈川県中小企業制度融資（事業承継関連融資）の利用について

経営承継円滑化法に基づく金融支援以外に神奈川県独自の事業承継関連融資制度があり、概要は次のとおりです。詳細は、下記「金融相談窓口」にお問合せをお願いします。

令和6（2024）年4月1日現在

	融資対象		融 資 限度額	融資利率 (固定金利)	融資(据置)期間	保証 料率	備 考
承継前	ア 事業承継を10年以内に行う事業承継計画を策定し計画の実行に取り組む中小企業者等 ※1		8,000 万円	1.6% 以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)	0.45 ～ 1.52 %	ア、カ～ク は所定の事業計画書の作成が必要です。 ※1 神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター他の支援を受ける必要があります。 ※2 事前に中小企業経営承継円滑化法に基づく県（中小企業支援課）の認定が必要です。
	県の認定を受けた方 ※2	イ 他の中小企業者の事業を承継する中小企業者（NPO法人、医療法人を除く）	別枠 8,000 万円		運転資金： 1年超10年以内 (据置1年以内を含む)		
		ウ 他の中小企業者の事業を承継する個人（ただし、個人は事業を営んでいない方に限る）	8,000 万円				
承継後	エ 事業承継をした中小企業者（NPO法人、医療法人を除く）	別枠 8,000 万円	設備資金： 1年超15年以内 (据置1年以内を含む)				
	オ 事業承継をした中小企業者の代表者個人	8,000 万円					
	カ 事業承継をした日から5年未満で、事業計画を策定し経営の安定化や事業の拡大に取り組む中小企業者等		8,000 万円		1年超10年以内 (据置1年以内を含む)		
承継前	経営者保証不要	キ 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人で、一定の要件を満たす中小企業者等（個人事業者を除く）	8,000 万円		10年以内 (据置1年以内を含む)		
承継後		ク 一定期間内に事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人で、一定の要件を満たす中小企業者等（個人事業者を除く）					
承継前		ケ 3年以内に事業承継を予定し、県の認定を受け、一定の要件を満たす中小企業者等（個人事業者を除く）	別枠 8,000 万円		運転資金：借換のみ 10年以内 (据置1年以内を含む)		

【お問合せ先】 神奈川県 産業労働局 中小企業部 金融課 金融相談窓口（電話 045-210-5695）

お問合せ先一覧

● 事業承継税制及び金融支援に関するお問合せ・申請先

かながわ中小企業成長支援ステーション

横浜市中区日本大通 1 神奈川県中小企業支援課内（〒231-8588）

電話（045）285－0748（直通）

詳細は、 及び で検索。

● 民法の特例に関するお問合せ・申請先

中小企業庁 事業環境部 財務課

東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号（〒100-8912）

電話（03）3501－5803（直通）

● 事業承継に関するお問合せ先

神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター

横浜市中区尾上町 5 丁目 80 番地 神奈川県中小企業センタービル 12 階（〒231-0015）

電話（045）633－5061（直通）

● 事業承継税制に関する最新情報

● 中小企業庁 事業環境部 財務課（同上）

電話（03）3501－5803（直通）

詳細は、 で検索。

● 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「事業承継税制特集」ほか

● 認定支援機関に関するお問合せ先

関東経済産業局 産業部 経営支援課

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1（〒330-9715）

電話（048）600－0296（直通）

〔参考文献ほか〕

「神奈川県事業承継支援戦略」（神奈川県）

「令和３年度第２版 中小企業経営者のための事業承継対策」

（独立行政法人中小企業基盤整備機構）

「経営者のための事業承継マニュアル」（中小企業庁）

「一経営承継円滑化法― 申請マニュアル（令和４年４月改訂版）」（中小企業庁）

「特例承継計画に関する指導及び助言を行う機関における事務について【令和４年４月改訂版】」

（中小企業庁 財務課）

中小企業庁ホームページ

関東経済産業局ホームページ

令和８（2026）年９月発行

（冊子の内容に関するお問合せ）

かながわ中小企業成長支援ステーション

横浜市中区日本大通１ 神奈川県中小企業支援課内（〒231-8588）

電話（０４５）２８５－０７４８（直通）